

下松市における保育所保育料について

●保育料（3歳児～5歳児）

全額無償となります（令和元年10月から）。

●保育料（0歳児～2歳児のうち第2子以降）

全額無償となります（令和6年9月から）。

●保育料（0歳児～2歳児のうち第1子）

下表のとおりとなります。



入所児童の属する世帯の階層区分				保育料額（月額）	
階層区分		推定年収	市町村民税所得割額	保育時間	
国	市			標準時間	短時間
1	A	—	生活保護世帯	0円	
2	B特	260万円未満	均等割額・所得割額非課税世帯（母子世帯等）	0円	
	B		均等割額・所得割額非課税世帯	0円	
3	C特	260万円以上 330万円未満	48,600円未満 （母子世帯等）	8,500円	8,350円
	C		48,600円未満	18,000円	17,600円
4	D1特	330万円以上 360万円未満	48,600円以上57,700円未満 （母子世帯等）	9,000円	8,800円
	D1		48,600円以上57,700円未満	24,000円	23,500円
	D2特		57,700円以上77,101円未満 （母子世帯等）	9,000円	8,800円
	D2		57,700円以上77,101円未満	24,000円	23,500円
	D3	360万円以上 470万円未満	77,101円以上97,000円未満	30,000円	29,400円
5	D4	470万円以上 550万円未満	97,000円以上133,000円未満	38,000円	37,300円
	D5	550万円以上 640万円未満	133,000円以上169,000円未満	44,500円	43,700円
6	D6	640万円以上 930万円未満	169,000円以上301,000円未満	58,000円	57,000円
7	D7	930万円以上 1,130万円未満	301,000円以上397,000円未満	73,000円	71,700円
8	D8	1,130万円以上	397,000円以上	80,000円	78,600円

※ 年齢は、保育所入所日の属する年度の4月初日をもって認定する。

※ 「母子世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障害者（児）のいる世帯をいう。

※ 住宅借入金等特別税額控除等の税額控除（調整控除を除く）については、適用前の額とする。